

後期高齢者医療制度の 保険料率が改定されました

後期高齢者医療制度の平成22・23年度保険料率が決まりましたのでお知らせします。

保険料は、一人あたりの医療費の増加により、平成21年度と比べて約12%の増加が見込まれましたが、剰余金や県財政安定化基金を活用することにより、約5%の増加となりました。

保険年金課 ☎66♦1102

平成22・23年度の保険料(年額)

区分	平成22・23年度	平成20・21年度	増減
所得割率	7.85%	7.43%	0.42%増
均等割額	41,844円	40,175円	1,669円増

(保険料の計算方法)

年間保険料 = **所得割額**【(総所得金額等 - 33万円) × 7.85%】 + **均等割額** (41,844円)

※年間保険料限度額50万円 ※100円未満の端数は切り捨て

所得の低い世帯などの保険料の軽減・減免

■ 所得割額の軽減

被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が58万円以下の方については、所得割額を5割軽減します。

■ 均等割額の軽減

対象者の基準となる所得金額(世帯主と被保険者の軽減判定所得)		区分
33万円以下	被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得がない)の場合	均等割の9割軽減
	上記に該当しない場合	均等割の8.5割軽減
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) 以下		均等割の5割軽減
33万円 + (35万円 × 被保険者数) 以下		均等割の2割軽減

■ 会社の健康保険などの被扶養者だった方への軽減

会社の健康保険などの被扶養者(国民健康保険および国民健康保険組合加入者は除く)であった方は、制度加入から2年間は所得割額が免除されます。しかし、今回の制度の改定でこの軽減期間が延長されましたので、引き続き所得割額が免除され、保険料は均等割額(9割軽減。年間均等割額は4,100円)のみとなります。

■ 保険料の減免

次のいずれかに該当する方は、申請により保険料の減免が認められることがあります。

- ・災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- ・事業の廃止、失業などにより収入が著しく減少した場合

口座振替選択制度

保険料が年金から差し引かれている方のうち、口座振替による納付を希望される方は、申請により納付方法を変更することができます。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。